

令和3年6月11日

新婚生活を応援します！

～竹原市結婚新生活支援事業補助金の募集開始～

概要

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

対象世帯

次の①～④の要件をすべて満たす世帯

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得の合計が400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ その他、竹原市が定める要件を満たす世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

対象経費

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

補助金額

新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり上限額30万円

申請受付

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで



問い合わせ

市民福祉部 社会福祉課 子ども福祉係 担当：平田

T E L 0846-22-7742 F A X 0846-22-5311